

西宮市放課後児童健全育成事業指導監査事務要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、西宮市長が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の3第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して行う指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の目的)

第2条 事業者に対する指導監査は、法及び西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第11号。以下「条例」という。）を遵守した適正な運営の確保及び提供される福祉サービスの質の向上を目的として実施するものとする。

(指導監査の対象)

第3条 この要綱に基づいて行う指導監査の対象は、法第6条の3第2項に基づき本市の市域において国及び地方自治体以外の者が設置する放課後児童健全育成事業を行う施設（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）とする。

(指導監査の実施方針)

第4条 指導監査は、国から示される技術的助言としての指導監査指針等を参考にするとともに、市民の社会福祉に対するニーズ等を考慮して実施するものとする。

(指導監査の実施方法)

第5条 指導監査の方法は、一般指導監査と特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、計画的に、次に掲げる実地指導監査と書面指導監査に区分して実施する。

(1) 実地指導監査 放課後児童健全育成事業所において、関係者からのヒアリング及び設備、帳簿、書類その他の物件の審査により行う。

(2) 書面指導監査 あらかじめ提出させた資料の審査により行う。

3 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、随時適切に実施するものとする。

(1) 放課後児童健全育成事業の運営に不正又は著しい不当行為があったことを疑うに足りる理由があるとき

(2) 放課後児童健全育成事業に関する法令及び当該法令により定められた基準に違反している又は違反していたと疑うに足りる理由があるとき

(3) 一般指導監査による指導事項に対して改善がみられないとき又は改善の内容が著しく不十分であるとき。

(4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。

4 第2項第1号に規定する実地指導監査を実施中に前項各号に定める事由が確認された場合は、実地指導監査を中止し、直ちに特別指導監査を実施することができるものとする。

(一般指導監査の実施頻度)

第6条 放課後児童健全育成事業所に対する実地指導監査は、原則として3年に1回実施し、書面指導監査は1年に1回実施する。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第3項に規定する特別指導監査を実施する事由まで至らないが、調査及び指導が必要と判断される事由があった場合は適宜、一般指導監査を実施し、状況把握に努めるものとする。

(一般指導監査の実施計画及び指導監査重点項目)

第7条 一般指導監査の実施に当たっては、指導監査方針及び実施時期等について実施計画を策定するものとする。

2 一般指導監査の重点的かつ効果的な実施を図るため、指導監査重点項目を設定することができる。

(指導監査の実施通知)

第8条 指導監査の実施を決定したときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を指導監査の対象となる事業者へ通知するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の対象となる放課後児童健全育成事業所の名称
- (3) 指導監査の日時
- (4) 指導監査を担当する職員の数
- (5) その他必要と認める事項

(指導監査事前提出資料)

第9条 指導監査を行うに当たり、あらかじめ調査事項及び様式を定めて、指導監査の対象となる事業者から指導監査に関する事前提出資料を提出させるものとする。ただし、緊急を要するとき、又は第6条第2項に該当する場合その他必要を認めない場合は、この限りでない。

(指導監査班の編成)

第10条 実地指導監査班は、職員2名以上をもって編成する。

2 特別指導監査班は、原則として、職員3名以上をもって編成し、うち1名は係長以上の職にある者とする。

(書面指導監査)

第10条の2 書面指導監査は、あらかじめ定めた調査事項及び様式により、指導監査の対象となる事業者が提出した書面により行うものとする。

(身分を示す証明書)

第11条 第5条に規定する実地指導監査又は特別指導監査(以下「実地等指導監査」という。)を実施する職員は、厚生労働省令に定める証明書を携帯し、かつ、関係者からの請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導監査後の措置)

- 第12条 指導監査を担当した職員は、指導監査終了後、その結果を事業者に講評し、改善の必要があると認められた事項について口頭により指示するものとする。
- 2 前項の職員は、指導監査の結果について、速やかに上司に報告するものとする。
- 3 指導監査の結果、改善を要する事項については、事業者に対し、改善措置を文書により指導するものとする。
- 4 前項の規定により指導した事項については、事業者から具体的改善措置について期限を付して文書により報告させるものとする。
- 5 前項の期限を著しく経過してもなお報告がない場合又は報告の内容が不十分で改善状況が確認できない場合には、改善状況について確認のための再調査を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。
- 6 第3項の改善を要する事項のうち重大と認められるものについては、事業者に対し、関係法令の規定による改善の指示を文書により行うものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は前項の規定による指示を行った場合に準用する。

(行政上の措置等)

- 第13条 前条の規定により改善の指示を繰り返し行ったにもかかわらず、なお改善の措置が講じられないときは、個々の内容に応じ、事業者に対して関係法令の規定による改善命令又は事業若しくは業務の停止等、所要の行政上の措置を行うものとする。

(事務の所管・連携等)

- 第14条 この要綱に定める事務は、西宮市こども支援局子育て支援部育成センター課が所管するものとする。
- 2 この要綱に定める事務の実施に際しては、関係各課及び国、兵庫県等の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。特に、指導監査の過程において、所轄庁として処分権限を有さない法令又は通知(労働関係法令、消防関係法令等)に関する違反の疑いのある事項を発見した場合は、関係各課及び関係機関と十分に連携を図りながら、事業者に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。また、必要に応じて、処分権限を有する労働関係、消防関係等の関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応するものとする。

(補則)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、事業者に対する指導監査について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。